

榛東村

公共施設等総合管理計画(素案)

榛東村

平成 29 年 3 月策定

令和 8 年 3 月改訂



榛東村公共施設等総合管理計画

目次

第1章 公共施設等総合管理計画の概要	2
1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的及び計画の位置づけ	2
2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間	6
第2章 公共施設を取り巻く環境	7
1. 人口の現状と推計	7
2. 本村の財政状況	9
第3章 公共施設等の現状と課題	12
1. 公共施設の状況	12
2. 公共施設の利用状況等	20
3. 維持管理コスト	26
4. インフラ施設の状況	27
5. 公共施設の現状や課題に関する基本認識	31
第4章 施設管理の基本的な方針	33
1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	33
2. 基本方針	33
3. 基本方針の具体的な取組	33
4. その他の具体的な取組	36
第5章 施設類型ごとの基本方針	38
1. 公共施設の基本的な方針と今後の方向性	38
2. インフラ系施設の基本的な方針と今後の方向性	42
3. 公共施設の管理の実施方針	44
第6章 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果	46
1. 財政効果試算の前提条件	46
2. 施設等の財政効果	47
第7章 公共施設マネジメントの実行体制	52
1. 全庁的な推進体制の構築及び情報管理・共有方策	52
2. フォローアップの実施方針	52
3. PDCAサイクルの推進方針	53
4. 情報等の共有と公会計の活用	53
5. その他の事項に関する方針	53

本文中、各表の金額は表示単位未満を四捨五入しており、端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。

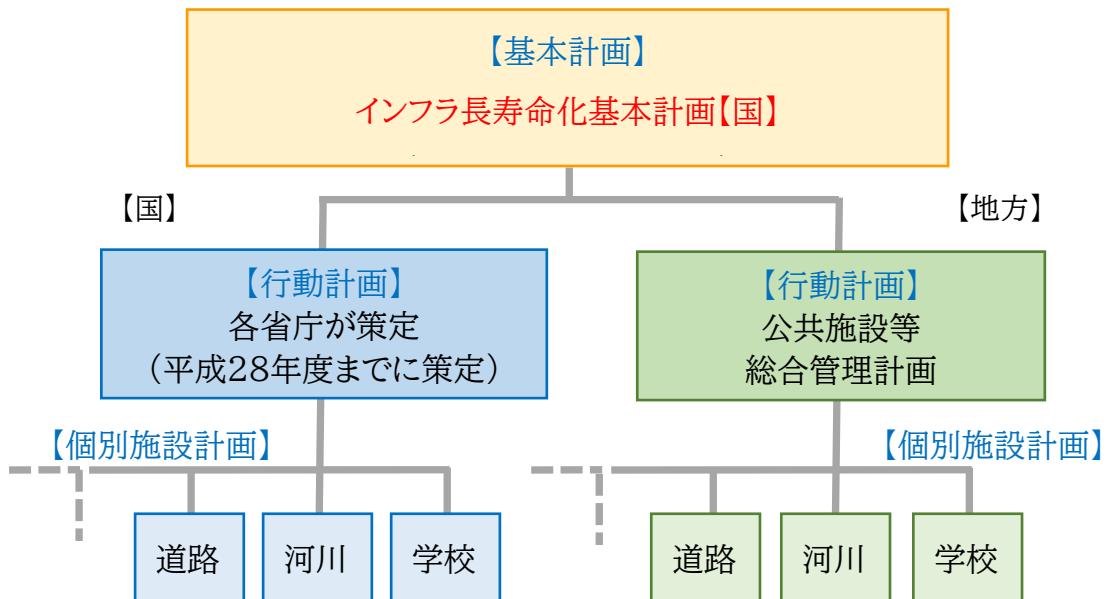
第Ⅰ章 公共施設等総合管理計画の概要

I. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的及び計画の位置づけ

(1) 公共施設等総合管理計画策定の背景

近年、全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くは老朽化が進行し、将来的に一斉に更新時期を迎えることが避けられない状況下にあります。

国においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。



資料: 総務省「インフラ長寿命化計画の体系」

榛東村が所有する施設の多くは、建設してから相当年経過しており、老朽化が進行している状況にあります。こうした状況により、既に大規模な修繕や更新（建替え・大規模改修）などを行う時期を迎えており、建物や構築物もあり、施設によっては住民の施設利用に支障を来すことが懸念されることから、対応を求められているものもあります。しかし、一方では、生産年齢人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障経費の増加などが予測されており、厳しい財政見通しとなることが懸念されている状況があります。

(2) 総務省からの公共施設等総合管理計画改訂要請

公共施設はこれまで、拡大する行政需要や多様化する住民ニーズに対応するため整備を進めてきましたが、現在は、それらの施設が老朽化に伴う更新時期を迎える、併せて、大規模災害等への対策も必要となっています。加えて人口減少などによる厳しい財政状況が全国的に続いている。

以上のことから、少子高齢化等の社会構造の変化に応じた計画的な更新、統廃合、長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が不可欠となっている状況を踏まえ、本村では平成28年度に「榛東村公共施設等総合管理計画」を策定しました。

今回の改訂は、令和5年10月10日付総務省通知による改訂要請を踏まえ、主に、平成28年度の「榛東村公共施設等総合管理計画」(以下、「当初計画」という。)策定後に策定した「個別施設計画」の内容を反映して当初計画の改訂版を策定するものです。

■参考:「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」

資料:令和5年10月10日付、公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針

第一 総合管理計画に記載すべき事項

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

- (1) 公共施設等の状況(施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況)及び過去に行った対策の実績
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み(施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額)及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- (1) 計画策定年度、改訂年度及び計画期間
- (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
- (3) 現状や課題に関する基本認識
- (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
 - ① 点検・診断等の実施方針
 - ② 維持管理・更新等の実施方針
 - ③ 安全確保の実施方針
 - ④ 耐震化の実施方針
 - ⑤ 長寿命化の実施方針
 - ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
 - ⑦ 脱炭素化の推進方針
 - ⑧ 統合や廃止の推進方針
 - ⑨ 数値目標
 - ⑩ 地方公会計(固定資産台帳等)の活用
 - ⑪ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針
 - ⑫ 広域連携
 - ⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携

- ⑯ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
(5) PDCAサイクルの推進方針
三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(3) 公共施設等総合管理計画改訂の目的

本改訂は、当初計画を以下の点について見直し・充実させることを目的として実施するものです。

①個別施設計画の反映

令和元年度に策定した個別施設計画の反映と各施設の状況を踏まえた対応を行う。

②進捗管理体制の強化及びPDCAサイクルの徹底

人口減少や施設の老朽化に対応すべく、毎年度個別施設計画の進捗確認と対策結果に対する検証体制の構築、進捗結果に対する今後の対応を庁内で共有するための管理体制の構築を行う。

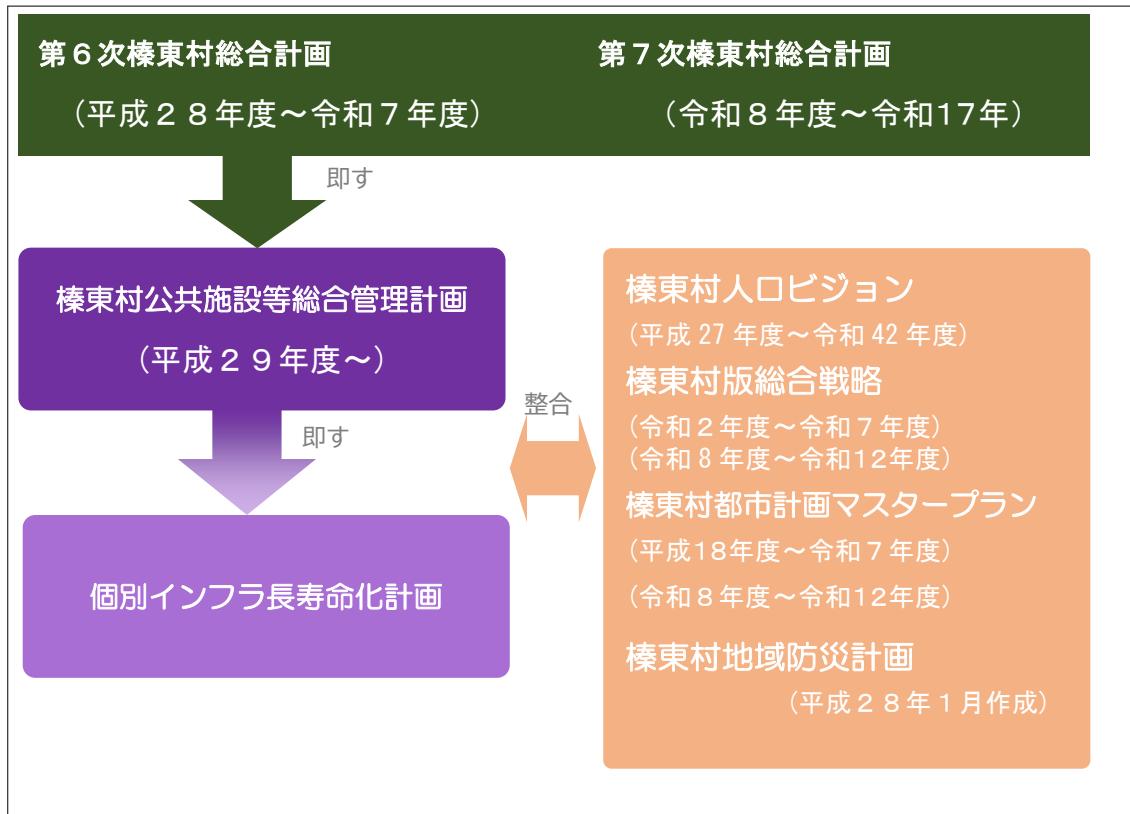
③総務省の要請による改訂

総務省における「公共施設等総合管理計画の策定に関する指針」の改訂が行われており、今回改めて総務省からの要請を整理し、本改訂において対応を行う。

(4) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本村には、本村のまちづくりの最上位に位置づけられる「榛東村総合計画」をはじめとする各種計画があります。本計画は、これらの計画との整合を図りながら、公共施設等の管理について、基本的な方針を示すものです。

計画の位置づけ



2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

(1) 本計画における対象となる公共施設

本計画では、対象を、本村が保有する公共施設等のうち、公共施設(建物施設)とインフラ施設とします。うち公共施設については、住民文化系施設、行政系施設などの12類型に分類しました。また、インフラ施設については、道路、橋りょうなどの6分類を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■ 公共施設等の分類

施設分類		主な施設
公共施設 (建物施設)	1 住民文化系施設	公民館、コミュニティセンター（計20箇所）、集会所（計7箇所）
	2 社会教育系施設	耳飾り館、隣保館（楽集センター）
	3 スポーツ・レクリエーション系施設	総合グラウンド、地区体育館、スポーツアリーナ、ふるさと公園、創造の森
	4 産業系施設	しんとうワイナリー、稚蚕飼育所（計3箇所）、エノキ栽培施設、太陽光発電所
	5 行政系施設	役場庁舎、消防団詰所（計4箇所）
	6 学校教育系施設	村立小学校、村立中学校、給食センター
	7 公営住宅	村営住宅（計5箇所）
	8 子育て支援施設	村立幼稚園、北部保育園、南部子ども園、学童保育所（計4箇所）、児童館
	9 保健・福祉施設	保健相談センター、福祉センター（ささえの家）
	10 公園（建物）	新井緑地公園、南部公園、茅野公園
	11 その他	旧教育委員会庁舎
複合施設		ふれあい館（しんとう温泉・デイサービスセンター）
インフラ施設	1 道路	
	2 橋りょう	
	3 上水道	配水管など工作物
	4 下水道	下水道管きょなど工作物
	5 公園	
	6 その他	

(2) 計画期間

計画期間は、公共施設の更新時期が当初計画を策定した平成29年度以降の40年間に集中していることから、平成29年度から令和38年度までの40年間とします。ただし、社会情勢の変化などの状況により適宜見直しを行っていくこととします。

計画期間「40年間」

平成29年度～令和38年度

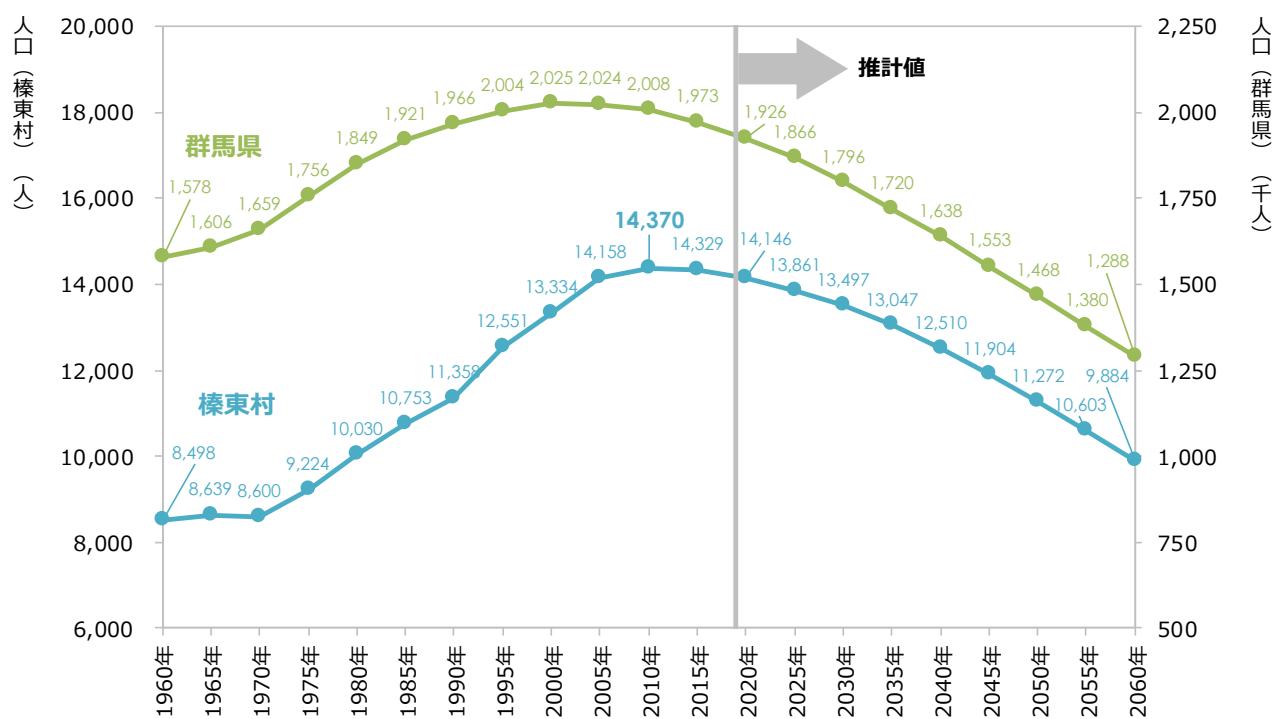
第2章 公共施設を取り巻く環境

I. 人口の現状と推計

(1) 人口の現状と推移

令和2年3月に策定した「第2期榛東村まち・ひと・しごと創生総合戦略」には、本村人口の推移について、「榛東村では、1970(昭和45)年の高度経済成長期から2005(平成17)年まで緩やかに人口増加が続き、一定水準が維持される「高原状態」の時期を迎えました。しかし、2010(平成22)年に最も多い14,370人に達して以降、人口減少が続いている」とあるとおり、人口減少の進行が懸念される状況にあります。

■群馬県と榛東村の人口推移と推計



資料:第2期榛東村まち・ひと・しごと創生総合戦略

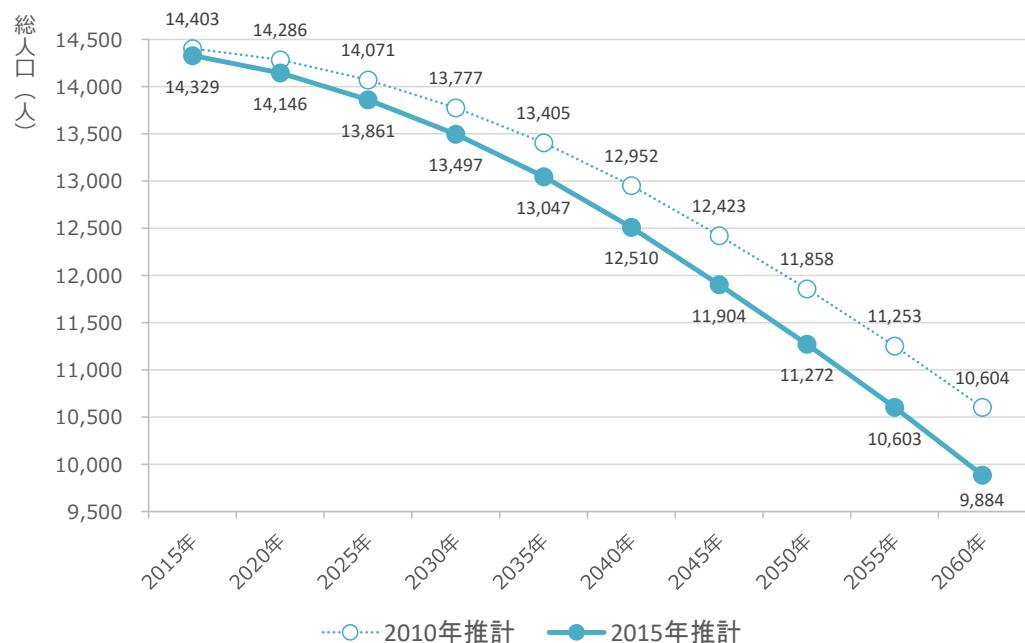
(2) 国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計

平成28年3月策定の本村人口ビジョン(基準年度:2010(平成22)年推計値)と令和2年3月策定の同ビジョン(基準年度:2015(平成27)年推計値)で示した、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」の本村総人口を比較すると、2025(令和7)年

で210人の減少、2035(令和17)年で358人の減少、2045(令和27)年では519人の減少にそれぞれ下方修正されており、本村においては、前回推計よりも人口減少が速く進むと推計されています。

今後、榛東村の人口減少に大きな影響を及ぼすのは、生産年齢人口(15~64歳)の減少であると考えられます。若者流出による人口減少は、労働力人口の減少と消費市場の縮小という需要と供給の両面から地方経済に負の影響を与えていると推測されます。定住人口の減少を抑えるためには、流出人口の減少と流入人口の増加が求められることから、良質な雇用を増やし、快適な生活環境を整えることなどが求められます。

■ 国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計の比較



資料:第2期榛東村まち・ひと・しごと創生総合戦略

2. 本村の財政状況

(1) 歳入の状況

令和6年度における普通会計の歳入総額は約98億9,953万円となっています。

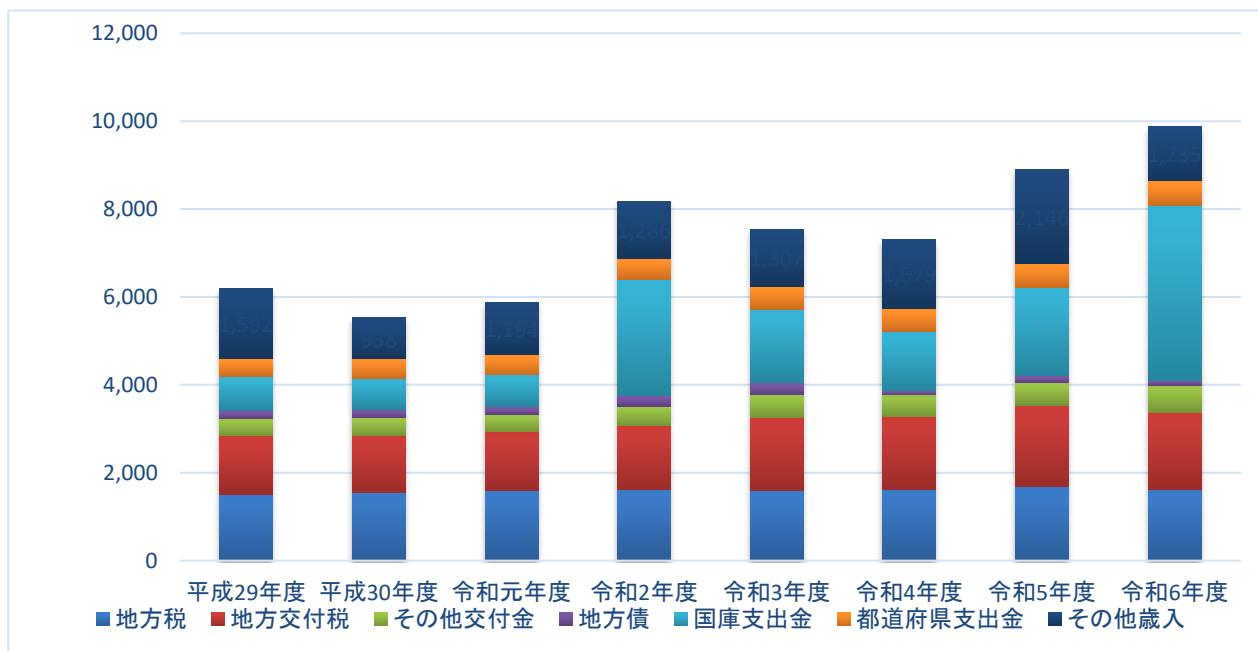
特に、令和2年度及び令和4年度から令和6年度にかけて歳入が大きく増加していますが、これは、令和2年度では国の新型コロナウイルス緊急経済対策である「特別定額給付金」がその要因となっており、令和4年度から令和6年度では大型事業の実施がその要因となっています。

具体的には、令和元年度から令和2年度で国庫支出金が19億800万円の増(うち特別定額給付金は+14億6,799万円)となり、また、令和4年度から令和5年度では繰入金が10億3,550万円の増(うち防災中枢機能施設建設や南小学校の長寿命化工事に伴う基金繰入金は+12億220万円)、さらに、令和5年度から令和6年度では国庫支出金が19億6,297万円の増(うち防災中枢機能施設建設及び南小学校の長寿命化工事に伴う防衛施設周辺民生安定施設整備事業費補助金は+21億1,912万円)となっています。

主な自主財源である村税収入は、平成28年度が14億9,246万円で、その後増加傾向が続いている、令和6年度には16億2,847万円となっています。

■歳入の推移

(単位:百万円)



(単位:百万円)

	平成29年	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地方税	1,514	1,550	1,590	1,620	1,587	1,621	1,682	1,628
地方交付税	1,332	1,305	1,342	1,456	1,670	1,661	1,853	1,748
その他交付金	383	393	399	438	514	498	516	617
地方債	187	194	173	250	275	101	165	115
国庫支出金	780	699	725	2,633	1,692	1,339	2,000	3,964
県支出金	417	452	459	487	528	523	551	577
その他	1,658	1,010	1,261	1,349	1,340	1,629	2,199	1,250
合計	6,272	5,602	5,948	8,232	7,607	7,372	8,966	9,900

資料:決算書

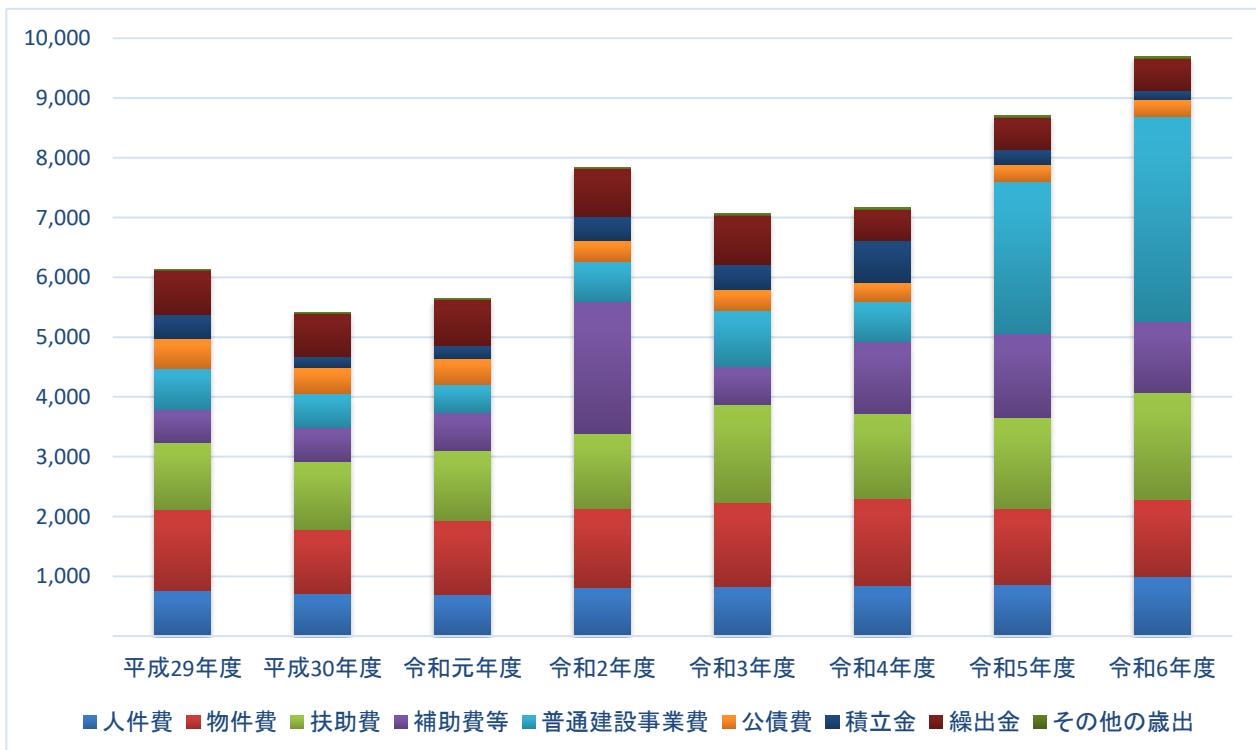
(2)歳出の状況

令和6年度における普通会計の歳出総額は、約96億8,986万円です。

令和2年度には、前述の国の新型コロナウイルス緊急経済対策である「特別定額給付金」の影響により、それまでほぼ横ばいであった歳出が大きく増加しました。また、令和4年度から令和6年度にかけて増加している要因は、「防災中枢機能施設」の建設費用や、南小学校長寿命化改良工事の費用などが挙げられます。

■歳出の推移

(単位:百万円)



(単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
人 件 費	756	711	696	821	833	839	866	991
物 件 費	1,356	1,078	1,238	1,313	1,400	1,468	1,266	1,297
扶 助 費	1,131	1,139	1,164	1,258	1,633	1,413	1,517	1,783
補 助 費 等	545	563	649	2,197	648	1,198	1,418	1,188
普通建設事業費	689	571	464	681	937	682	2,539	3,428
公 債 費	499	427	435	340	341	318	290	291
積 立 金	397	182	207	402	430	699	247	147
繰 出 金	745	725	773	803	814	509	524	529
その他の歳出	22	16	21	28	34	34	37	36
合 計	6,139	5,412	5,646	7,841	7,071	7,160	8,703	9,690

資料:決算書

第3章 公共施設等の現状と課題

本村の公共施設等は、道路や上下水道などの生活には欠かせない社会基盤や教育施設である小中学校や子育て支援施設である保育所をはじめ、公民館やコミュニティセンターなどのように広く村民の利用に供する施設、役場庁舎のように行政サービスを提供するための施設など、様々な分野に及びます。

I. 公共施設の状況

現在、本村が保有する公共施設は、公民館・コミュニティセンター等の住民文化系施設のほか、耳飾り館や楽集センターの社会教育系施設、庁舎等の行政系施設、小・中学校や給食センター等の学校教育系施設、村営住宅の公営住宅、保健相談センター、福祉センター等の保健・福祉施設などとなっています。

■施設分類ごとの施設数・棟数・延床面積の一覧(令和5年度)

分類	令和5年度				平成28年度
	施設数	延床面積(m ²)	人口一人当たり面積(m ²)	割合	延床面積(m ²)
単独施設	1 住民文化系施設	29	7,004.27	0.48	0.11
	2 社会教育系施設	2	1,440.06	0.10	0.02
	3 スポーツ・レクリエーション系施設	6	5,301.09	0.36	0.08
	4 産業系施設	12	12,155.43	0.84	0.19
	5 行政系施設	9	5,594.75	0.38	0.09
	6 学校教育系施設	8	21,858.92	1.50	0.34
	7 公営住宅	10	3,477.22	0.24	0.05
	8 子育て支援施設	9	4,365.79	0.30	0.07
	9 保健・福祉施設	3	1,744.71	0.12	0.03
	10 公園	3	153.95	0.01	0.00
	11 その他（旧教育委員会施設）	1	174.28	0.01	0.00
複合施設		1	1,962.32	0.13	0.03
	計	93	65,232.79	4.48	1.00
					65,034.12

(1) 対象施設一覧（令和5年度）

■住民文化系施設

※建築年度は施設の主たる建物による

番号	施設名	建築年度
1	中央公民館	昭和 47 年
2	南部コミュニティセンター	平成 4 年
3	長岡集会所	昭和 47 年
4	萱場集会所	昭和 50 年
5	笹熊集会所	昭和 59 年
6	宮室集会所	平成 元年
7	下ノ前集会所	昭和 52 年
8	上野集会所	昭和 57 年
9	集会所(旧ささえの家)	昭和 53 年
10	第1区コミュニティセンター	昭和 60 年
11	第2区コミュニティ・センター	昭和 59 年
12	第3区コミュニティセンター	平成 13 年
13	第4区コミュニティセンター	昭和 58 年
14	第5区コミュニティセンター	平成 16 年
15	第6区コミュニティセンター	平成 6 年
16	第7区コミュニティセンター	昭和 62 年
17	第8区コミュニティセンター	昭和 63 年
18	第9区コミュニティセンター	昭和 57 年
19	第10区コミュニティセンター	平成 9 年
20	第12区コミュニティセンター	平成 15 年
21	第13区コミュニティセンター	平成 元年
22	八之海道コミュニティセンター	昭和 61 年
23	第15区コミュニティセンター	昭和 61 年
24	第16区コミュニティセンター	平成 2 年
25	第17区コミュニティセンター	平成 5 年
26	第18区コミュニティセンター	平成 15 年
27	第19区コミュニティセンター	平成 7 年
28	第20区コミュニティセンター	平成 10 年
29	下新井地区ふれあいセンター	平成 6 年

■社会教育系施設

番号	施設名	建築年度
1	耳飾り館	平成 4年
2	隣保館(楽集センター)	平成16年

■スポーツ・レクリエーション系施設

番号	施設名	建築年度
1	しんとう総合グラウンド(物置等)	平成 17 年
2	地区体育館	平成 18 年
3	しんとうスポーツアリーナ	平成 17 年
4	社会体育施設等管理棟	平成24年
5	しんとうふるさと公園(ふるさと館等)	昭和63年
6	創造の森	平成 7 年

■産業系施設

番号	施設名	建築年度
1	しんとうワイナリー	平成 3 年
2	しんとうワイナリー試飲所	平成 9 年
3	農産物直売所	平成 5 年
4	桃泉稚蚕飼育所	昭和 53 年
5	山子田稚蚕飼育所	昭和 54 年
6	榛東農協人工飼料稚蚕飼育所	昭和 62 年
7	エノキ栽培施設	昭和 61 年
8	榛名しめじ栽培施設	昭和 63 年
9	農畜産物処理加工施設	平成 4 年
10	宮室市民農園	平成 13 年
11	北原市民農園	平成 7 年
12	太陽光発電所	平成 25 年

■行政系施設

番号	施設名	建築年度
1	役場庁舎	平成21年
2	旧役場庁舎公衆便所	平成11年
3	旧役場庁舎物置	昭和62年
4	ストックハウス	平成10年
5	消防団詰所(第1分団)	昭和45年
6	消防団詰所(第2分団)	平成10年
7	消防団詰所(第3分団)	平成10年
8	消防団詰所(第4分団)	平成15年
9	防災広場	平成30年

■学校教育系施設

番号	施設名	建築年度
1	北小学校	昭和 55 年
2	北小学校体育館	昭和 56 年
3	南小学校	昭和 52 年
4	南小学校体育館	平成 26 年
5	榛東中学校	平成 23 年
6	榛東中学校(特別教室棟)	昭和 58 年
7	榛東中学校体育館	平成 11 年
8	学校給食センター	昭和 61 年

■公営住宅

番号	施設名	建築年度
1	北野住宅	昭和 53 年
2	中野住宅	昭和 54 年
3	南野住宅	昭和 55 年
4	下ノ前住宅A	昭和 50 年
5	下ノ前住宅 B	昭和 51 年
6	下ノ前住宅 C	昭和 52 年
7	新井住宅 A(1種)	昭和 61 年
8	新井住宅 B(1種)	昭和 63 年
9	新井住宅 A(2種)	昭和 61 年
10	新井住宅 B(2種)	昭和 63 年

■子育て支援施設

番号	施設名	建築年度
1	北幼稚園	昭和 54 年
2	南幼稚園	昭和 59 年
3	北部保育園	平成 17 年
4	南部子ども園	平成 13 年
5	北部第二・第三学童保育所	平成 2 年
6	南部第一学童保育所	平成 26 年
7	南部第二学童保育所	平成 12 年
8	南部第三学童保育所	令和 3 年
9	児童館	昭和 58 年

■保健・福祉施設

番号	施設名	建築年度
1	下新井高齢者生活支援センター	昭和 54 年
2	保健相談センター	平成 19 年
3	福祉センター(ささえの家)	平成 13 年

■公園

番号	施設名	建築年度
1	新井緑地公園倉庫	平成 25 年
2	しんとう南部公園倉庫	平成 23 年
3	茅野公園便所・四阿	平成 18 年

■その他

番号	施設名	建築年度
1	旧教育委員会庁舎 商工会貸付施設	昭和 58 年

■複合施設

番号	施設名	建築年度
1	ふれあい館(しんとう温泉・デイサービスセンター)	平成 7 年

(2) 過去に行った長寿命化対策の実績

- ・第1区から第 10 区及び第12区から第21区コミュニティセンターの長寿命化工事
- ・南部コミュニティセンターの長寿命化工事
- ・南小学校の長寿命化工事

(3) 建築経過年数の状況

公共施設のうち、一般的に大規模改修を行う目安とされる建築から30年を経過している建物の延床面積は、33,484 m²で全体の51.3%を占めています。

住民文化系施設や学校教育系施設の一部では、補助金や助成金を活用した大規模改修を実施し、それ以外の施設でも計画的に改修等を行っていますが、近い将来に大規模な修繕や建替工事が必要となる見込みの施設も多く残っているため、本村の厳しい財政状況の見通しを考慮した、将来を見据えた対策が必要となります。

■施設分類・施設の築年数ごとの一覧

(単位: m²)

施設分類	築10年未満	築10年以上 20年未満	築20年以上 30年未満	築30年以上 40年未満	築40年以上	計
住民文化系施設	0.00	0.00	1,267.74	2,699.76	3,036.77	7,004.27
社会教育系施設	0.00	0.00	460.26	979.80	0.00	1,440.06
スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	700.93	3,611.93	988.23	0.00	5,301.09
産業系施設	0.00	7,100.00	284.55	3,740.36	1,030.52	12,155.43
行政系施設	96.32	5,042.11	308.72	147.60	0.00	5,594.75
学校教育系施設	0.00	6,352.10	1,840.00	726.00	12,940.82	21,858.92
公営住宅	0.00	0.00	0.00	1,227.90	2,249.32	3,477.22
子育て支援施設	155.86	131.36	2,184.11	244.61	1,649.85	4365.79
保健・福祉施設	0.00	945.13	598.24	0.00	201.34	1,744.71
公園	0.00	153.95	0.00	0.00	0.00	153.95
複合施設	0.00	515.27	0.00	1447.05	0.00	1962.32
その他	0.00	0.00	0.00	174.28	0.00	174.28
合 計	252.18	20,961.00	10,535.40	12,375.59	21,108.62	65,232.79
割 合	0.4%	32.1%	16.2%	19.0%	32.4%	100.0%

(4) 有形固定資産減価償却率の状況

これまでの本村の公共施設(建物施設)における総建築費は、約110億円です。公共施設全体として¹有形固定資産減価償却率は64.5%となっており、老朽化が進んでいる状況です。

■類型別の有形固定資産減価償却率

(単位:千円、%)

施設分類	取得価額	減価償却累計額	有形固定資産減価償却率
住民文化系施設	1,249,316	1,097,132	87.8%
社会教育系施設	612,269	529,654	86.5%
スポーツ・レクリエーション系施設	689,233	326,311	47.3%
産業系施設	893,210	796,649	89.2%
行政系施設	1,657,225	484,062	29.2%
学校教育系施設	3,988,577	2,586,654	64.9%
公営住宅	469,935	463,137	98.6%
子育て支援施設	774,663	468,149	60.4%
保健・福祉施設	302,961	140,858	46.5%
公園	10,943	7,135	65.2%
複合施設	387,891	216,372	55.8%
その他	29,664	26,431	89.1%
合 計	11,065,889	7,142,545	64.5%

(5) 有形固定資産減価償却率の推移

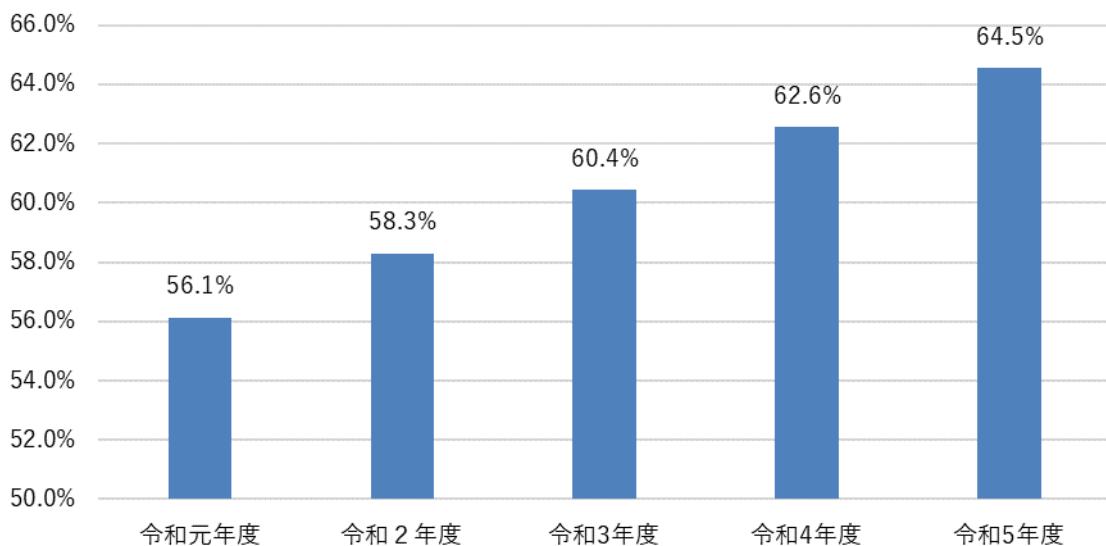
有形固定資産減価償却率の推移は以下のとおりとなっています。

現状で60%以上を推移しており、施設の老朽化が進行していることがわかります。

なお、有形固定資産については、現時点での数値が確定している令和5年度末時点の資産で算出しています

¹ 有形固定資産減価償却率:耐用年数に対し、有形固定資産の取得からどの程度経過しているかを把握する指標の一つであり、「減価償却累計額÷取得原価」で表される。

■有形固定資産減価償却率の推移



2. 公共施設の利用状況等

公共施設の令和6年度の利用状況等は次のとおりです。

(1) 住民文化系施設

定員300人以上のホールを備える施設は、昭和48年度建築の中央公民館（令和7年11月30日閉館）、平成4年度建築の南部コミュニティセンター、令和7年度建築の「しんとぴあ」（令和7年12月20日開館）があります。令和6年度における中央公民館と南部コミュニティセンターの利用者数を比較すると、施設が新しく設備も充実している南部コミュニティセンターの方が多い状況です。

■中央公民館の利用状況（令和6年度）

（単位：回、人）

	利用回数	利用人数
大会議室	312	4,222
和室	181	978
講義室	354	3,146
会議室	20	117
合計	867	8,463

(単位:人、冊)

	貸出者数	貸出冊数
図書室	1,964	5,068

資料:生涯学習課

■南部コミュニティセンターの利用状況(令和6年度)

(単位:回、人)

	利用回数	利用人数
多目的ホール	335	10,703
会議室(和室)	168	2,141
談話室	7	638
研修室	254	2,166
実習室	15	238
合計	779	15,886

(単位:人、冊数)

	貸出者数	貸出冊数
図書室	2,266	5,455

資料:生涯学習課

(2)社会教育系施設

耳飾り館の令和6年度の利用者数は、展示室観覧者、貸し室見学者、ロビー閲覧者及び体験コーナー利用者の合計で延べ4,518人でした。また、楽集センターの令和6年度の利用者数は延べ4,603人となっています。

(3)スポーツ・レクリエーション系施設

しんとうふるさと公園は、令和6年度のミニ鉄道の利用者が延べ7,760人で、バッテリーカーは5,768人となっています。また、村内の人気施設である創造の森キャンプ場の利用者数は延べ6,443人で、敷地内にある森の恵みを食す小屋(バーベキュー場)の利用者は延べ322人となっています。

また、しんとう総合グラウンドは、サッカー場とテニスコートの利用が多く、しんとうスポーツアリーナでは施設のメイン部分であるアリーナのほかに、多目的室も卓球やヨガなどで多く利用されています。

■スポーツ施設の利用状況(令和6年度)

(単位:回)

施設名称	施設	合計
しんとう総合グラウンド	多目的運動場（野球場）	107
	サッカー場	860
	テニスコート	1,217
しんとうスポーツアリーナ	アリーナ	907
	多目的室	587
地区体育館		395
合 計		2,184

資料:生涯学習課

(4) 産業系施設

しんとうワイナリーは、産業振興を目的とした、葡萄酒を製造する施設で、観光バスも立ち寄る施設となっており、地元ぶどう農家が立ち上げた群馬葡萄酒株式会社が施設を利用しています。令和6年度の利用者数(観光客数)は延べ6,477人となっています。

また、北原市民農園の令和6年度の利用区画数は、71区画あるうち65区画で、利用人数は25人となっています。また、宮室市民農園について、同年度の利用区画数は50区画あるうち50区画で、利用人数は26人となっています。

(5) 行政系施設

役場庁舎は行政サービスの拠点であり、村民が健康で安全安心に暮らせるよう、生活に必要な諸手続き及び相談業務等の窓口業務や多種多様な行政事務を行っています。そして、災害時には災害対策本部となる役割を担っている建物です。

令和6年度の住民票関係の延べ申請件数は、パスポートが207件、マイナンバーカードが1,508件、住民票が6,822件、戸籍謄本等が3,120件となっており、ストックハウスの利用者数は延べ14,679人となっています。

(6) 学校教育系施設

令和6年5月1日の北小学校の児童数は390人、学級数は19学級で、南小学校の児童数は413人、学級数は19学級となっており、榛東中学校の生徒数は362人、学級数は17学級となっています。

(7) 公営住宅

村営住宅は、昭和50年代に建築され、戸数は令和6年度時点で、北野住宅、中野住宅、南野住宅、新井住宅及び下ノ前住宅併せて54戸となっています。これらの住宅は、既に建築から40年以上が経過しているため、老朽化による施設の改修などが課題となっています。

(8) 子育て支援施設

子育て支援施設について、令和6年5月1日の北幼稚園の園児数は31人、学級数は3学級で、南幼稚園の園児数は41人、学級数は3学級となっています。この幼稚園2園は、幼稚園児数の減少を鑑みて令和7年度から北幼稚園園舎を活用し、しんとう幼稚園となって1園化されています。

■子育て支援施設の利用状況(令和6年度)

(単位:回、人)

令和6年度			
	施設名	児童・生徒数	学級数
幼稚園	北幼稚園	31	3
	南幼稚園	41	3
計		72	6
保育園	北部保育園	130	6
	南部こども園	164	6
計		294	12
学童保育所	北部第一学童保育所	43	—
	北部第二学童保育所	38	—
	南部第一学童保育所	45	—
	南部第二学童保育所	31	—
	南部第三学童保育所	27	—
計		184	—
合計		550	18

資料：住民生活課、学校教育課

(9) 保健・福祉施設

保健相談センターは、村民の健康の維持・増進を図る施設として、特定健診や各種がん検診、乳幼児健診、健康相談、健康教室、調理実習、介護予防教室等の事業を実施し、令和6年度の利用者数は延べ7,018人です。

また、福祉センター(ささえの家)は、平成13年、障害者福祉施設として建築され、平成18年9月1日から榛東村社会福祉協議会が指定管理者となり、地域活動支援センター、在宅重度心身障害者等デイサービス、ミニデイサービス等の事業が実施されています。なお、令和6年度の利用者数は延べ1,115人です。

(10) 公園

公園建物は、四阿(あずまや)などの休養施設、トイレなどの便益施設と、公園維持管理のために設置した倉庫等の管理施設があります。

(11)複合施設

複合施設は、平成7年度に建築された、温泉施設のしんとう温泉ふれあい館と高齢者福祉施設のデイサービスセンターが併設されている建物です。この温泉施設の令和6年度の利用者は延べ101,279人で、デイサービスセンターの令和6年度の利用者は、延べ3,686人です。

(12)その他の施設

その他の施設として、旧教育委員会庁舎(商工会貸付施設)があります。この施設は、平成21年10月まで教育委員会庁舎として使用されていましたが、その後、機能が役場庁舎に移り、現在は、榛東村商工会が事務所として使用しています。

3. 維持管理コスト

令和5年度の各施設の維持管理コストは、次表のとおりです。

■類型別の施設管理コスト(令和5年度)

(単位:円)

No	類型	主な施設	施設管理コスト
1	住民文化系施設	公民館、集会所、コミュニティセンター	10,408,525
2	社会教育系施設	耳飾り館、隣保館	8,747,199
3	スポーツ・レクリエーション系施設	総合グラウンド、地区体育館、ふるさと公園、創造の森	31,101,711
4	産業系施設	しんとうワイナリー、農畜産物直売所、飼育所、市民農園	1,921,672
5	行政系施設	役場庁舎、ストックハウス、消防団詰所、防災広場	39,820,549
6	学校教育系施設	小・中学校、給食センター	69,811,620
7	公営住宅	北野住宅、下ノ前住宅、新井住宅	713,705
8	子育て支援施設	幼稚園・学童保育所	52,393,879
9	保健・福祉施設	保健相談センター、下新井高齢者生活支援センター	36,361,083
10	公園	新井緑地公園(便所・倉庫)、南部公園(便所・倉庫)、茅野公園(便所)	58,445
11	複合施設	しんとう温泉ふれあい館、デイサービスセンター	45,900,339
12	その他の施設	旧教育委員会庁舎 商工会貸付施設	0
	計		297,238,727

4. インフラ施設の状況

(1) 道路

本村では、平成25年度及び平成30年度の2回、路面点検を実施しており、うち平成30年度における全体の平均 MCI (Maintenance Control Index(維持管理指標))：維持修繕判断を行う総合的な指標)は3.7という結果でした。これは、「補修が必要」となる水準であり、全体的な損傷の程度は中度となる結果でしたが、うち約12.5kmについて「早急に補修が必要」とされる水準とされました。

今後、経年により路面の破損が進行する箇所もあることを考慮すると、損傷が進行した路線を優先的に補修しつつ、将来的な財政負担の低減を図りながら損傷の進行を緩やかにする計画的な措置が必要となります。

■ 村道の状況(令和6年度)

(単位:m, %)

種類	実延長	舗装済延長	舗装率
村道	279,446	205,671	73.6

資料：道路台帳

(2) 橋りょう

本村が管理する橋りょうは、令和元年度現在で144橋あり、このうち、建設後50年を経過する橋りょうは、全体の13%を占めています。そして、令和21年には、これが60%程度に増加することが見込まれています。

このため、将来的な財政負担の低減を図るために、老朽化した橋りょうの寿命を延ばす必要が生じており、より計画的かつ効率的に維持管理を行う必要があります。

■橋りょうの状況(令和4年度)

(単位:橋)

区分	PC	RC	鋼	複合	BOX	木造	計
橋長 15m以上	8	1	2	0	0	0	11
橋長 2m以上 15m未満	37	78	6	0	12	0	133
合 計	45	79	8	0	12	0	144

※PC：プレストレストコンクリート RC：鉄筋コンクリート BOX：ボックスカルバート 資料：橋梁長寿命化修繕計画

(3) 上水道

本村の上水道は、整備後40年以上が経過しているため、老朽化した水道施設(²配水管を含む)の大量更新や、今後起こりうる大規模地震に備えた耐震化が急務となっており、多額の投資が必要となります。そのため、財源の確保と投資のバランスを図り、長期的な視野に立った水道事業の運営が求められます。

そのため、将来にわたり持続可能な水道事業を運営できるように、戦略的な経営を展開するため、アセットマネジメントを実施した上で、中長期的な経営の基本計画である「榛東村水道事業経営戦略」を策定し、現在は、これらの結果を反映させて管路の耐震化を進めています。

■配水管の管経別延長(令和5年度)

(単位 : m)

管 径	延 長
50 mm以下	51,058
75 mm以下	29,546
100 mm以下	21,691
125 mm以下	3,742
150 mm以下	3,306
200 mm以下	4,947
250 mm以下	2,666
300 mm以下	7,328
350 mm以下	779
合 計	125,063

資料:水道統計

² 配水管:配水場の配水池から各地区に水を配るために布設された水道管のこと。

■経営指標に関する事項

(単位:%)

指標	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
有形固定資産減価償却率	55.81	57.87	59.42	60.89	62.21
管路経年化率	—	16.67	17.99	23.00	22.54
管路更新率	0.40	0.37	0.55	0.44	0.52

資料:決算書

(4) 下水道

■公共下水道

本村の公共下水道施設は、整備から30年が経過しており、今後、管路や処理施設等の更新が必要となります。それには多額の費用が必要となることから、将来にわたり持続可能な下水道事業を運営できるよう、戦略的な経営を展開する必要があるため、中長期的な経営の基本計画である「榛東村下水道事業経営戦略」を策定して、計画的な更新を進めていく予定です。

■公共下水道管(汚水管)の管径別延長(令和5年度)

(単位:m)

管 径	延 長
~450mm	71,150

資料:管路施設調査

■農業集落排水事業

本村の農業集落排水施設は、古い施設でも設置後19年が経過した状況であり、現状では更新工事を要する状況ではありませんが、今後、管路や処理施設等の更新を行うに当たっては、多額の費用が必要となることから、将来にわたり持続可能な下水道事業を運営できるよう、ダウンサイジングや統廃合を含めた基本計画を策定し、計画的な更新を進めていきます。

■農業集落排水施設の建物一覧(令和5年度)

(単位:m²)

施設名称	建設年	経過年数	敷地面積	延床面積
長岡地区農業集落排水処理施設	平成17年	18年	2,505	524.68
広馬場地区農業集落排水処理施設	平成22年	13年	5,350	564.20

資料:上下水道課

■農業集落排水施設(污水管)の管径別延長(令和5年度)

(単位:m)

管 径	延 長
~250 mm	48,726

資料:管路施設調査

(5)公園

本村では都市計画公園の指定はなく、都市計画公園以外では、令和5年度末時点で都市公園が10件(総面積34,463m²)、その他の公園が10件(総面積91,511m²)となっています。

また、住民1人当たりの都市公園等面積は、全国で10.8m²/人、群馬県では14.5m²/人となっていますが、本村では8.6m²/人と少ない状況です。)

■公園の種類及び面積

(単位:m²)

都市公園		その他公園	
名称	面積	名称	面積
大宮公園	1,522	長岡緑地公園	2,856
下新井公園	1,029	新井緑地公園	5,020
宿公園	1,447	つつじヶ丘児童公園	3,513
親水公園	1,263	リバーサイド公園	387
下前公園	1,000	ハイランドヒル公園	574
倉海戸公園	1,008	広馬場公園	2,593
反田公園	1,933	雛子公園	418
防災公園	3,660	ふれあい広場	4,790
南部公園	7,579	茅野公園	16,802
しんとうふるさと公園	14,022	総合グラウンド	54,558
都市公園面積	34,463	その他公園面積	91,511

資料:都市計画マスターplan

■住民1人当たり都市公園等の面積(令和5年度)

(単位:ha、m²)

	都市公園等面積	住民1人当たり面積
全 国	130,531	10.8
群馬県	2,665	14.5
榛東村	12.6	8.6

資料：国交省 年度末都道府県別一人当たり都市公園等整備状況
(※榛東村の公園面積は、村内に立地する全ての公園を対象として算出)

※榛東村の人口(14,556人)は、住民基本台帳人口(令和6年3月31日現在)

5. 公共施設の現状や課題に関する基本認識

(1) 公共施設

公共施設については、建築から30年以上経過している施設が57.7%を占めている状況であり、施設を維持するための修繕工事の需要が年々増加している実情があります。そのため、順次実施する大規模修繕工事や耐震補強工事などについては、住民に身近な施設であるコミュニティセンターや学校を優先して行っています。

一方、公共施設等の改修・更新に当たって必要となる財源は、今後見込まれる将来の人口減少に伴う村税収入等の減少や少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費及び委託費等の物件費の増加等により、ますます確保が厳しくなると見込まれることから、更なる歳出の抑制と新たな財源確保の方策が必要となります。

(2) インフラ施設

道路については、建設から一定年数が経過しているため、路面点検の結果、早急に補修が必要な箇所があるなど、補修・修繕箇所も年々増加してきています。

橋りょうについては、建設から50年以上経過しているものもありますが、5年に1度の頻度で定期点検を実施しており、修繕が必要な箇所については早急な対応をしています。

公園については、点検時に状態が良くない遊具について、修繕や撤去等を判断及び実施しています。

上水道施設における管路経年化率は 22.5%となっています。このことから、近い将来において集中して水道管の布設替工事や配水場の更新工事が集中することになり、多額の工事費

用を要することが見込まれます。

下水道施設における管渠老朽化率は0%となっています。これは平成8年度から供用を開始したためであり、将来的には汚水管の布設替工事や汚水処理施設の更新工事が必要となるため、多額の工事費用を要することが見込まれます。

上下水道施設は、独立採算制を基本とした公営企業会計により運営していますが、今後、上下水道管の更新時期が集中することや浄水場・配水場及び汚水処理施設の更新費用が多額であることから、安定した運営を持続するために、更に予防保全的な管路維持管理を行って耐用年数を延ばす等により、更新費用の平準化を図り、併せて必要な資金を調達するため、企業債の活用や料金設定の在り方について検討が必要となります。

第4章 施設管理の基本的な方針

I. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

前述の「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、今後の公共施設等の更新問題に対しては、村民が安全に、また安心して利用していただけるよう村民ニーズを見据え、かつ、財政計画との整合を踏まえながら、公共施設等の「長寿命化」を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・「平準化」を図るとともに有効活用に努めます。

また、管理・運営については、指定管理者や包括的な委託など、公共施設等の全体最適化を図った計画的な管理を推進する必要があります。特に、インフラ施設については、村民の日常生活や経済活動、災害時等における重要なライフラインであることから、計画的な整備や修繕・更新等を行っていく必要があります。

2. 基本方針

前記の「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」を踏まえ、本村における今後の維持管理、更新及び整備に関する3つの基本方針を以下のとおり定めます。なお、公共施設とインフラ施設では、技術的又は政策的な面から維持・更新など考え方・手法が異なる部分があります。

『3つの基本方針』

- 【基本方針1】公共施設の質・量の最適化
- 【基本方針2】公共施設の長寿命化
- 【基本方針3】総合的な管理運営の推進

3. 基本方針の具体的な取組

【基本方針1】 公共施設の質・量の最適化

(1) ニーズの変化に対応した施設整備の推進

人口減少及び少子高齢化の予測を行い、その進展にあわせ行政サービスの水準として必要な機能・面積等の検討を行います。計画に当たっては、地区ごとの人口動態やニーズを踏まえた施設の再編を検討します。

(2) 適正な施設水準のあり方との一体的な整備の推進

将来的な展望のもとに、今後の施設のあり方、利用のされ方等と施設のサービス水準のあり方を検討し、長期的な視点から最も効果的・効率的なサービスの提供を図ります。

(3) 公共施設の多機能化・複合化の推進

既存公共施設の多機能化・複合化による適正な施設量・コストによるサービス提供に取り組み、トータルコストの縮減とサービスの維持向上に努めます。

【基本方針2】 公共施設の長寿命化

(1) 点検・診断等の実施

日常点検や法定点検を継続して実施し、必要に応じて劣化診断等を行うことで、詳細な状況把握や点検及び診断に関する情報の蓄積を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施

維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕に関する計画の策定に役立てます。

また、各公共施設の劣化に関する点検結果から導かれた補修工事と大規模改修については、公共施設の維持管理を所管する部署が一元管理して優先順位を定め、財政状況に応じて、トータルコストの縮減及び平準化を図りながら、適切な公共施設の維持管理を行います。

(3) 安全確保の推進

点検・診断結果により危険性の高いことが認められた公共施設は、立入禁止措置、利用者への周知徹底、危険箇所の除去などの対応策を実施します。また、安全性の確保が困難となつた施設は、使用を禁止するなどの対応を行い、安全確保のための工事又は公共施設の取壊し等についての方針を定め、その方針に沿った対応を行うことで、利用者の安全を確保します。

(4) 耐震化の推進

継続して保有する公共施設で、耐震補強が必要なものは適宜耐震改修を実施し、また、災害拠点かどうか、多数の村民の利用がある施設かどうかなどの視点から、耐震化の優先順位を検討します。なお、橋りょう、上下水道をはじめとするインフラについても耐震化の検討を進

めています。

(5) 長寿命化の実施方針

今後保持していく必要がある公共施設等については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による公共施設等の長寿命化を推進して、財政負担の平準化と改修・更新費用の縮減を図ります。また、個別施設計画を策定している施設とインフラについては、その計画の内容を優先して進めます。

【基本方針3】 総合的な管理運営の推進

(1) 全庁的な取組体制の構築、情報の一元化

公共施設の総合的かつ計画的な管理に対する全庁的な推進体制の整備を図りつつ、土地・建物に関する情報や施設類型ごとの維持管理に関する情報等の一元管理を行うことで効果的なマネジメントを行います。

(2) 省エネルギー化の推進

エネルギー効率が高く、環境性能に優れた設備の導入や自然エネルギーの活用等を検討し、公共施設の省エネルギー化を推進します。

(3) 受益者負担の見直し、特定財源の確保

公共施設や行政財産の利用に係る使用料・手数料等については、社会経済情勢の変化を踏まえ、受益者負担の適正化の観点から、その適切な水準について定期的な見直しを検討します。

また、公共施設の維持・補修・更新費用として、国及び県の補助金等を積極的に活用します。

(4) 財産活用による財源の確保

未利用財産や公共施設の整理統合等により生じた余剰地等の売却や貸付により、公共施設への投資財源の確保を進めます。

(5) 民間活力の活用

トータルコストの縮減やサービス向上策のひとつとして、³PPPによる民間の活力やノウハウを活用した包括的な施設管理業務を推進するなど、管理運営体制の拡充等について検討します。また、生活に密着した公共施設等の住民参加によるに日常的な維持管理を推進します。

(6) 国・県・近隣市町村との連携

公共施設の更新に当たっては、国・県・近隣市町村との相互利用等の可能性について検討します。

(7) 統合や廃止の推進方針

公共施設の見直しは、社会構造の変化に応じてその実現が不可欠なものとなっていますが、それを単純な面積縮減とすることなく、既存の公共施設のあり方にとらわれない、行政サービスとしての必要な水準や機能等の維持向上を意識した検討を行います。

また、当該サービスが公共施設を維持しなければ提供不可能なものなのか、民間に代替できないかなど、公共施設と民間サービスとの関係について、留意して検討します。

4. その他の具体的な取組

(1) SDGs との関連

本計画においては、⁴SDGs の理念や各種計画と連携をもって計画を推進します。公共施設等は、その機能や目的などにより様々な性格を持っています。そのため、一つ一つの施設に着目した場合は、SDGs の様々なゴール(目標)が関連していくと考えられます。



本計画では、本村が所有する公共施設等全体の管理の方向性を示していますが、これは、

³ PPP:Public Private Partnership／パブリック・プライベート・パートナーシップの略。公共(市)と民間事業者が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。(例:PFI、指定管理者制度、包括的民間委託など)

⁴ SDGs:Sustainable Development Goals。「エス・ディー・ジーズ」と読む。日本語では「持続可能な開発目標」と訳されている 2016 年から 2030 年の間に達成を目指す国際目標で、17 の目標と 169 のターゲットから成っている。

SDGs のゴールのひとつである「住み続けられるまちづくりを」に最も近い考え方であり、公共施設等を適正に管理することでゴールの達成に寄与するものと考え

(2) ユニバーサルデザイン化の推進

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方(内閣府:障害者基本計画)です。

今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えます。

(3) 脱炭素への推進

地球温暖化への対策として、国は公共部門における太陽光発電の導入を進め、令和12年度までに国・地方公共団体が保有する設置可能な建築物屋根等の50%に太陽光発電を導入し、令和22年度には100%の導入を目指すとしています。

本村においても、国の方針に沿って、公共施設においては消費エネルギーの省力化や再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、公共施設の低炭素化を推進するため、効率性の高い環境性能に優れた設備の導入や自然エネルギーの活用等を検討して推進します。

第5章 施設類型ごとの基本方針

I. 公共施設の基本的な方針と今後の方向性

公共施設は、公共サービスの提供や地域活動の拠点であり、建てられた目的と利用は多岐にわたっていますが、いずれの建物も村民の生活に直結する重要なものです。そのため、日常的な維持管理を継続して行うと共に、村民ニーズの変化を捉え、また、建物の老朽化を踏まえて、新設、更新、長寿命化工事の実施、施設の統合・廃止、等を適切に判断して、効率的な維持管理を推進します。

また、廃止(利用停止)となり、再利用が見込まれない公共施設については、安全性の確保や周辺環境への影響を考慮し、解体を検討します。

(1) 住民文化系施設

現在、本村には20か所のコミュニティセンターが存在していますが、それぞれ設置から数十年が経過し老朽化が進行していたため、平成14年度から長寿命化工事を進めており、令和7年度までに全ての施設の長寿命化工事が終了する見込みで、南部コミュニティセンターは、平成26年度から平成27年度にかけて長寿命化工事を実施済みです。

また、中央公民館は、建築から50年が経過して老朽化が著しかったことから、新たな敷地に給食センターと隣接して建設した「しんとぴあ」に移転し、令和7年12月に開館しました。この2施設は、災害発生時における食糧供給基地と拠点的避難所として連携して機能する「防災中枢機能施設」として開設しています。

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設は2施設です。耳飾り館は建築から30年が経過し、施設の老朽化(外壁のクラック)が進行していますが、照明器具のLED化なども実施できていないのが現状です。また、入館者数の減少、老朽化に伴う施設の維持及び管理運営費用の増加が著しい状況ですが、国指定重要文化財所蔵施設として、維持していく予定です。

また、隣保館(楽集センター)は、建築から20年が経過し、エアコン等設備の小規模修繕が必要になってきているため、施設の長期継続性を考慮し、必要な修繕・メンテナンスを計画的に実施して長寿命化を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション施設は6施設です。うち、しんとうスポーツアリーナは建築から18年が経過し、照明施設の不具合が見られる現状ですが、令和11年に開催される国民スポーツ大会(ビームライフル競技)の会場となる予定のため、会場としての要件を満たすよう、国や県の補助金制度を活用して照明設備のLED化を実施する計画です。

また、しんとうふるさと公園及び創造の森は、共に建築から30年以上が経過しているため、今後小規模な修繕等で維持していくのか、大規模修繕や改修を行うのかについて検討していく必要があります。

(4) 産業系施設

現在、産業系施設は11施設です。うち、しんとうワイナリー及び農畜産物直売所については、建築から30年以上が経ち、施設内に雨漏りなどが認められ、建物の老朽化が進行している状況です。また、農畜産物加工施設についても、建築から30年以上が経ち、雪害による屋根の修繕等を実施している状況です。

上記3施設については、現状、継続して利用することが見込まれるため、今後、小規模な修繕等で維持していくのか、大規模修繕や改修を行うのかについて検討していくが必要があります。

(5) 行政系施設

役場庁舎については、建築から15年が経過していますが、比較的新しい施設となっています。しかし、現時点において照明設備のLED化が実施できていないため、今後、実施を検討していくこととしています。

消防施設である各分団(4個分団)の詰所は、最も古い施設で建築から25年、新しい施設で建築から10年経ちますが、全ての施設で照明設備のLED化が実施できていないため、こちらもLED化を検討していくこととしています。

また、旧役場庁舎物置は、建築から40年近く経つ施設で、老朽化が進行しており、維持管理が困難になってきています。そのため、解体も視野に入れて検討していく予定です。

(6) 学校教育系施設

現在、本村には村立小学校が2校あります。うち、北小学校の校舎については、耐震基準を満たしているものの建築から40年以上が経過しているため、施設の老朽化が進んでおり、長寿命化工事が必要な状況です。なお、体育館については、平成23年度に耐震化工事、令和4年度に空調設備及び照明の改修工事を行ったため、良好な状態が保たれています。

南小学校については、体育館を平成27年度に新築し、校舎は、令和5年度から令和7年度にかけて長寿命化改修工事を行い、良好な状態が保たれています。

また、村立中学校は1校ありますが、普通教室棟を平成25年度に新築したため、良好な状態が保たれており、体育館についても、平成12年度に、空調設備を備えた施設を新築し、令和2年度には照明設備のLED化を行ったため、良好な状態にあります。

さらに、学校給食センターについては、建築から40年近く経過し、修繕を繰り返している現状だったため、新築した「しんとぴあ」に隣接して新築し、令和7年2学期から給食の提供を開始しています。この2施設は、災害発生時における食糧供給基地と拠点的避難所として連携して機能する「防災中枢機能施設」として開設しています。

(7) 公営住宅

現在、村営住宅は昭和50年度から昭和62年度に建築した5棟54戸があります。平成21年度には「榛東村公営住宅等長寿命化計画」を策定して、長寿命化を図るべき村営住宅の状況を的確に把握しつつ、予防保全的な観点から適切な修繕・改修の計画を定め、長寿命化のための維持管理を目指しています。

北野住宅、中野住宅及び南野住宅は、建築から35年以上経過しているため、建物及び付帯設備等の老朽化が進行しており、大規模修繕又は用途廃止等の今後の実施方針の検討が必要な時期となっています。

新井住宅は、建築から30年以上が経過しており、全体的な老朽化が進行しています。過去には一部の住戸について用途廃止しました。

下ノ前地区小集落改良住宅については、建築から40年以上が経過しているため、老朽化が進行しており、快適な居住環境を維持するための、予防保全の視点に基づいた計画的な修繕を進める必要があります。

(8) 子育て支援施設

子育て支援施設は、令和7年度にしんとう幼稚園として1園化しましたが、少子化に伴う園児の減少が見込まれる中で、令和21年度から30年度にかけて施設の維持・更新費用の増加が見込まれる状況にあります。このため、規模・配置計画等の方針でも記述したとおり村立幼稚園のあり方についての検討状況に留意しながら、改修等の優先順位付けと改修計画を策定する必要があります。

北部保育園(現在の北部こども園)は建築から18年が経過し、南部こども園は建築から2

2年が経過しています。これらの施設は、現在も民間事業者が使用しており、両施設共に調理室など一部に老朽化が進行している状況です。今後は、予防保全の視点に基づいた計画的な修繕を進める必要があります。

また、児童館(令和7年11月30日閉館)の建物は、再利用や解体等について検討を進めていきます。

(9) 保健・福祉施設

保健相談センターは、平成19年度に完成した施設で、比較的健全な状態が保たれており、大きな修繕を要するような箇所はないため、適切な日常点検と計画的な予防保全による維持管理を行う予定です。なお、現時点において照明設備のLED化が実施できていないため、今後の実施を検討していくこととしています。

また、下新井高齢者生活支援センターは、地域福祉活動の拠点として地元で活用されてきた施設で、建築から既に40年が経過している中、平成16年度にはシロアリの食害による防除工事を実施し、平成23年度には屋根のコーティング剥離による雨漏り工事を実施するなど、全体的に施設の老朽化が著しく進んでいる状況です。今後については、施設の在り方及び対策内容等も含めて地元と協議を重ね、総合的に検討していく必要があります。

さらに、福祉センター(ささえの家)は、建設から20年以上が経過し、老朽化が進行しているため、利用者の安全に配慮した修繕を行う必要があります。

(10) 公園

公園建物の維持管理については、職員による見回りを行って、健全な状態を維持するとともに計画的に補修等を行い、また、状況に応じて改修を行うなど、安全を考慮しながら、長寿命化を図ります。

(11) 複合施設

複合施設は、平成7年度に建築された建物で、温泉施設と高齢者福祉施設が併設されています。うち、温泉施設のしんとう温泉ふれあい館は、不特定多数の利用が多くあり、また、高齢者福祉施設はデイサービスセンターで、村内の高齢者が多く利用しています。こうした本施設の特性を踏まえ、利用者の安全の確保を最優先に考えて修繕を行っていく予定です。

(12) その他の施設

旧教育委員会庁舎は、建築から35年が経過し、中央公民館に隣接して同一敷地内にあって、現在は、榛東村商工会に貸与して事務所として活用しています。老朽化の進行が見られるため、本施設のあり方について検討する必要があります。

2. インフラ系施設の基本的な方針と今後の方向性

インフラ系施設は都市基盤となるものであり、経済活動や村民が安全に安心して生活する上で重要な施設です。また、大規模災害時においても救援や災害復旧等においても重要な基盤施設となるものです。そのため、適切な点検・診断を行い、その結果に基づき必要な措置を行うとともに、効率的な維持管理を推進します。更に、この取組により維持管理費用の縮減・平準化を図ります。

また、廃止(利用停止)となり、再利用が見込まれないインフラ系施設については、安全性の確保や周辺環境への影響を考慮し、解体を検討します。

(1) 道路

本村が管理する道路施設のうち、1級及び2級村道は舗装率、改良率の向上を図ります。また、その他の各村道については、その必要性や整備水準等を再検証し、優先順位付けを行った上で計画的な改良及び修繕を図ります。

道路舗装の長寿命化については、道路パトロールや清掃などを継続的に実施し、平成30年度に策定した舗装維持修繕計画に沿い、破損が軽度のうちに補修を進めるなどして、舗装のライフサイクルコストを考慮した長寿命化を進めます。

(2) 橋りょう

橋りょうは、コストを縮減しつつ橋りょうの寿命を延ばす対策として、令和2年度に策定(令和4年度一部改訂)した「榛東村橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、従来の対症療法型の橋りょう管理から、“損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う”予防保全型の橋りょう管理に転換して、長寿命化及び修繕を進めます。

■健全度の把握に関する基本的な方針

計画的かつ予防的な維持管理を行っていくためには、橋りょうの損傷状況を確認し、健全度を把握することが重要となります。そのため、「道路橋定期点検要領」(平成31年2月国土交通

省道路局)に基づき、5年に1回の頻度で定期点検を継続して実施し、橋りょうの損傷状況を早期に把握します。また、定期点検の結果に基づく診断結果(健全度)を長寿命化修繕計画に反映させていきます。

■日常的な維持管理に関する基本的な方針

橋りょう上に堆積した土砂撤去や排水枠の清掃等の損傷要因の除去を目的とした日常的な対応を行っていくことで、損傷の進行の予防が可能となり、橋りょうを良好な状態に保つことができます。橋りょう上の舗装の段差や排水施設の支障箇所など、比較的対応が容易な損傷については、日常の維持作業により措置します。また、地震等の災害が発生した場合、又は予期せぬ異常が発見された場合には、異常時点検を実施し、橋りょうの安全性を確認します。

■費用の縮減に関する基本的な方針

これまでに進めてきた予防保全型の維持管理を更に推進することで、橋りょうの健全度を良好な状態に維持し、長寿命化すると共に、修繕・架替えに係る費用を抑え、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図ります。

(3) 上水道施設

上水道施設については、「水道事業経営戦略」に基づき管理・運営を進めています。

限られた財源の中で、水道施設事故の発生を抑制しつつ、水道施設を適切な状態に維持するため、ICT 技術を活用した維持管理と補修による延命化を図るとともに、アセットマネジメントを踏まえた中長期的な更新計画に基づき、優先度を考慮した更新に取り組みます。また、上水道施設更新の際には、需要の動向を踏まえ、必要に応じたダウンサイ징を行い、施設規模の適正化を図ります。

管路については、緊急管路更新計画に基づき着実な更新を進めています。現有施設を最大限に有効活用するため、日常点検を通じて施設・設備の劣化状況を把握し、予防保全による適切な維持管理を推進します。

(4) 下水道施設

下水道施設については、「下水道事業経営戦略」に基づき管理・運営を進めています。

限られた財源の中で、下水管路施設に起因する事故の発生を防止し、下水道機能を保持するため、ストックマネジメントを踏まえた中長期的な更新計画(公共下水道事業)及び榛東村農業集落排水施設最適整備構想(農業集落排水事業)に基づいて、優先度を考慮した更新に

取り組みます。また、現有施設を最大限に有効活用するため、日常点検を通じて施設・設備の劣化状況を把握し、予防保全による適切な維持管理を推進します。

(5) 公園

公園については、設置から一定年数が経過しており、遊具やベンチの更新及び修繕が多くなっています。また、公園の維持管理については、引き続き職員による見回りを行って、施設の健全な状態を維持するとともに専門業者による遊具の定期点検を行って、遊具の異常を早期に発見し、修繕等の対応を行います。

また、樹木の剪定や除草については、なるべく多くの公園で住民との協働による管理ができるよう取り組みます。

3. 公共施設の管理の実施方針

(1) 点検・診断による維持管理

日常的に施設の確認を行うとともに、適切な維持管理を目指します。定期点検について定めのある施設は実施し、ない施設については、マニュアル等の整備を検討します。

また、点検・整備の履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に生かします。

(2) 安全確保

点検・診断等により施設の劣化状況が把握できた場合には、劣化・変状が顕在化する前に、また、早期に把握できた場合には適切かつ速やかな安全確保の対応に努めます。

(3) 長寿命化(修繕や耐震化)

現状のままでは安全確保が難しいと判断される公共施設等については、その役割や機能、特性に合わせた修繕や対策を検討します。

根本的な改修が必要な場合には、耐震改修や大規模改修等について検討を行い、ライフサイクルコストの縮減等に努めます。

(4) 更新

更新等により保有を継続していく公共施設については、更新実施時期や方法（単純更新や複合化）を検討し、計画的な更新に努めます。

(5) 再利用、売却、解体

利用停止となり、その後の利用が見込まれないような公共施設については、建物の老朽化度合いや立地等を検討し、再利用や売却、安全性の確保と周辺環境への影響などを考慮しての解体等を検討します。

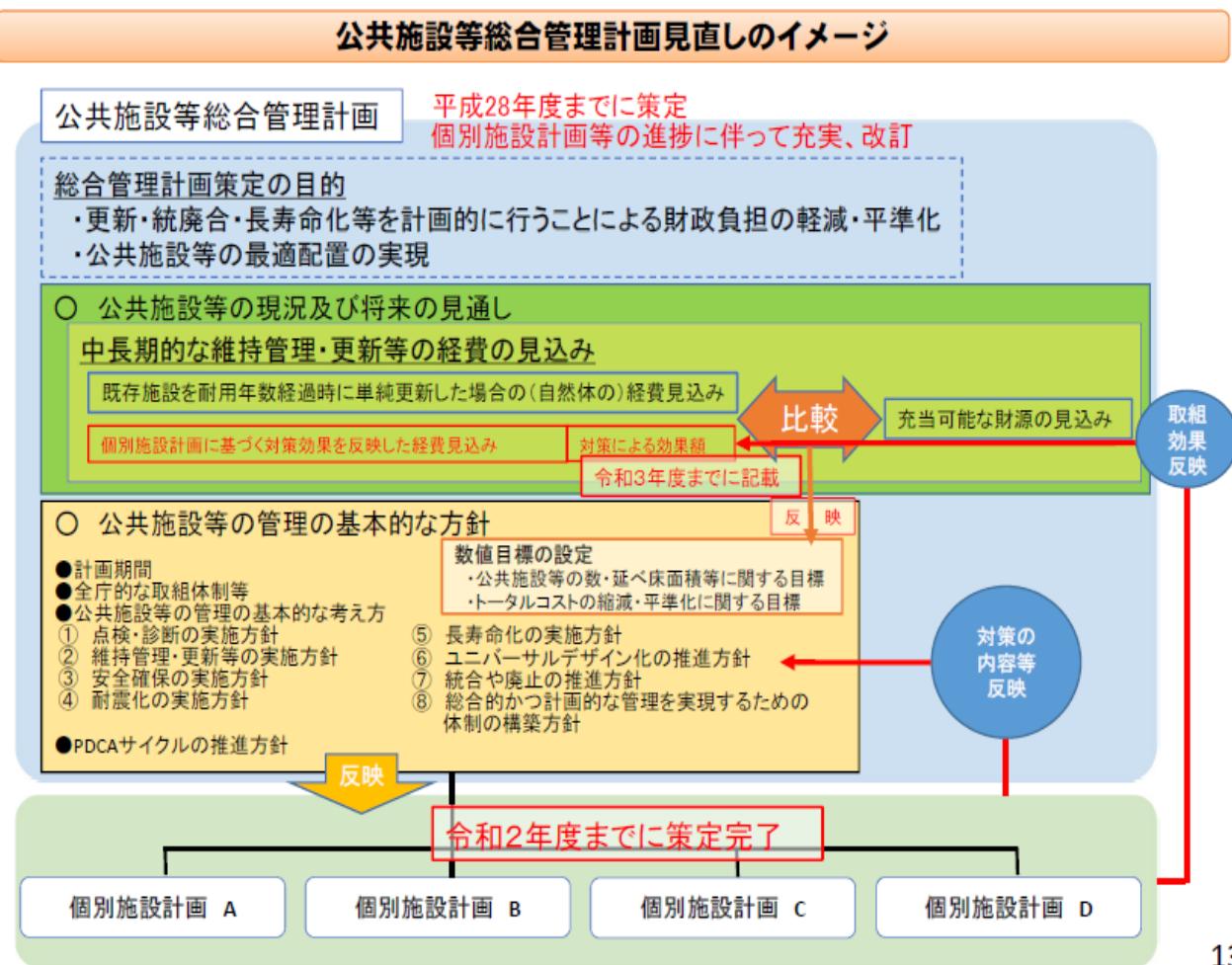
第6章 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果

I. 財政効果試算の前提条件

公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果額の算定は、総務省から提示された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和3年1月26日)に基づいて行いました。

算定に当たっては、対象期間を令和7年度から令和38年度までの31年間とし、各施設の個別施設計画において「今後の方向性」として示されている長寿命化の対策内容を実施した場合の概算更新費用のシミュレーションを行いました。

■公共施設等総合管理計画見直しのイメージ



2. 施設等の財政効果

(1) 公共施設

公共施設においては、それぞれの施設において、単純更新を同面積で行った場合と財政負担の平準化を行った場合の結果の差額を算出しています。

単純更新費用及び長寿命化費用については、「総務省 公共施設等更新費用試算ソフト」にて使用されている単価を使用しました。なお、各施設分類の単純更新費用単価及び長寿命化費用単価は次のとおりです。

■各施設分類の単純更新費用単価及び長寿命化費用単価

大分類	単純更新費用	長寿命化等費用
住民文化系施設	40万円/m ²	25万円/m ²
社会教育系施設	40万円/m ²	25万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	36万円/m ²	20万円/m ²
産業系施設	40万円/m ²	25万円/m ²
行政系施設	40万円/m ²	25万円/m ²
学校教育系施設	33万円/m ²	17万円/m ²
公営住宅	28万円/m ²	17万円/m ²
子育て支援施設	33万円/m ²	17万円/m ²
保健・福祉施設	36万円/m ²	20万円/m ²
公園	33万円/m ²	17万円/m ²
その他	36万円/m ²	20万円/m ²
複合施設	36万円/m ²	20万円/m ²

■単純更新費用と長寿命化等費用及び財政効果額の算出ルール

- A: 単純更新費用:各施設築後、耐用年数が経過した際に上記「単純更新費用」に基づき、同面積で建替えた場合の費用を算出する。
- B: 個別施設計画等の対策額:各施設築35年経過後に上記「長寿命化等費用」に基づき、同面積で長寿命化等を行い、築70年経過後に上記「単純更新費用」に基づき、同面積で建替えた場合の費用を算出する。
- C: 財政効果額:AとBの差額を算出する。

耐用年数経過後に単純更新した場合の費用と、財政負担の平準化を行った場合の費用を比較すると、財政負担の平準化を行った場合の費用の方が計画期間内で約6億円削減される計算となり、削減額が少額になりましたが、これは計画期間内(令和7年度～令和38年度)に単純更新費用が高い役場庁舎や小学校などで単純更新を迎える施設が少ないとによるためです。

【A:単純更新費用】

(単位:万円)

大分類	令和7年度 ～令和16年度	令和17年度 ～令和26年度	令和27年度 ～令和36年度	令和37年度 ～令和38年度	合計
住民文化系施設	154,159.2	22,298.4	65,622.4	13,298.4	255,378.4
社会教育系施設	39,192.0	18,410.4	0.0	0.0	57,602.4
スポーツ・レクリエーション系施設	9,618.5	60,809.8	130,029.5	0.0	200,457.8
産業系施設	47,731.6	42,343.6	171,187.6	0.0	261,262.8
行政系施設	17,912.0	340.8	13,752.8	0.0	32,005.6
学校教育系施設	216,546.0	0.0	128,075.6	0.0	344,621.6
公営住宅	74,436.9	0.0	34,381.2	0.0	108,818.1
子育て支援施設	50,279.8	0.0	80,575.8	5,143.4	135,999.0
保健・福祉施設	21,536.6	0.0	21,536.6	7,248.2	50,321.4
公園	3,652.4	3,094.7	1,985.6	0.0	8,732.7
複合施設	2,061.7	52,093.8	18,549.7	0.0	72,705.2
その他	6,274.1	0.0	0.0	0.0	6,274.1
合計	643,400.8	199,391.5	665,696.8	25,690.0	1,534,179.1

【B:個別施設計画等の対策額及び C:財政効果】

(単位:万円)

大分類	令和7年度 ～令和16年度	令和17年度 ～令和26年度	令和27年度 ～令和36年度	令和37年度 ～令和38年度	合計
住民文化系施設	69,181.8	65,006.5	64,804.8	11,753.6	210,746.7
社会教育系施設	24,495.0	11,506.5	0.0	0.0	36,001.5
スポーツ・レクリエーション系施設	6,026.6	85,213.8	1,043.4	0.0	92,283.8
産業系施設	32,598.0	701.8	58,970.8	50,960.0	143,230.6
行政系施設	5,486.3	125,787.0	4,905.5	0.0	136,178.8
学校教育系施設	31,280.0	0.0	535,032.8	23,958.0	590,270.8
公営住宅	0.0	0.0	62,981.0	15,243.2	78,224.2
子育て支援施設	4,158.4	37,129.9	56,678.2	2,649.6	100,616.1
保健・福祉施設	0.0	30,867.4	7,248.2	0.0	38,115.6
公園	0.0	1,022.9	1,594.3	0.0	2,617.2
複合施設	28,941.0	10,305.4	0.0	0.0	39,246.4
その他	3,485.6	0.0	0.0	0.0	3,485.6
合計	205,652.7	367,541.2	793,259.0	104,564.4	1,471,017.3
削減額	437,748.1	-168,149.7	-127,562.2	-78,874.4	63,161.8

(2) 道路

道路については、単純更新費用の算出が困難なため、財政効果額は算定外とします。

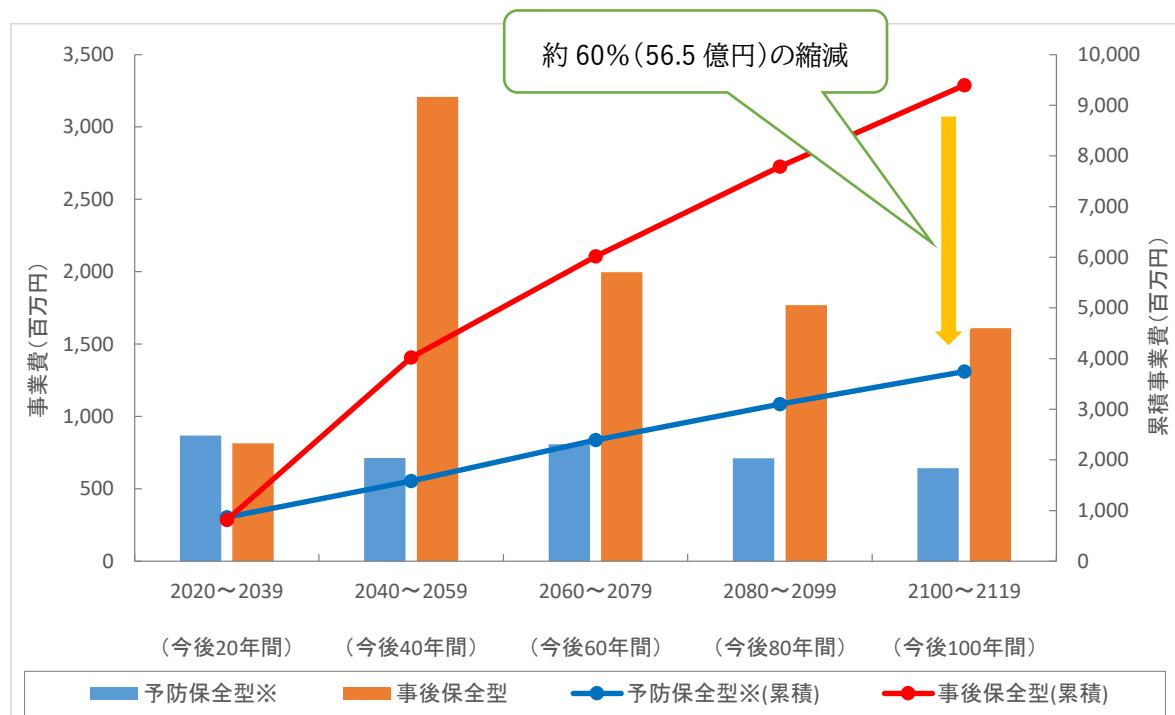
(3) 橋りょう

橋りょうについては「榛東村橋梁長寿命化修繕計画」において試算を行っています。

計画対象橋りょう144橋について「事後保全型」の維持管理による今後100年間の費用は、約93億9,700万円となる一方、「予防保全型」維持管理を実施した場合の今後100年間の費用は約37億4,200万円となります。よって、長寿命化修繕計画により、約56億5,500万円のコスト縮減効果が見込まれます。

そのため、計画期間内で約17億5,300万円のコスト縮減効果が見込まれ、1年当たり約5,655万円のコストが縮減される計算になります。

■効果額の算出(橋りょう)



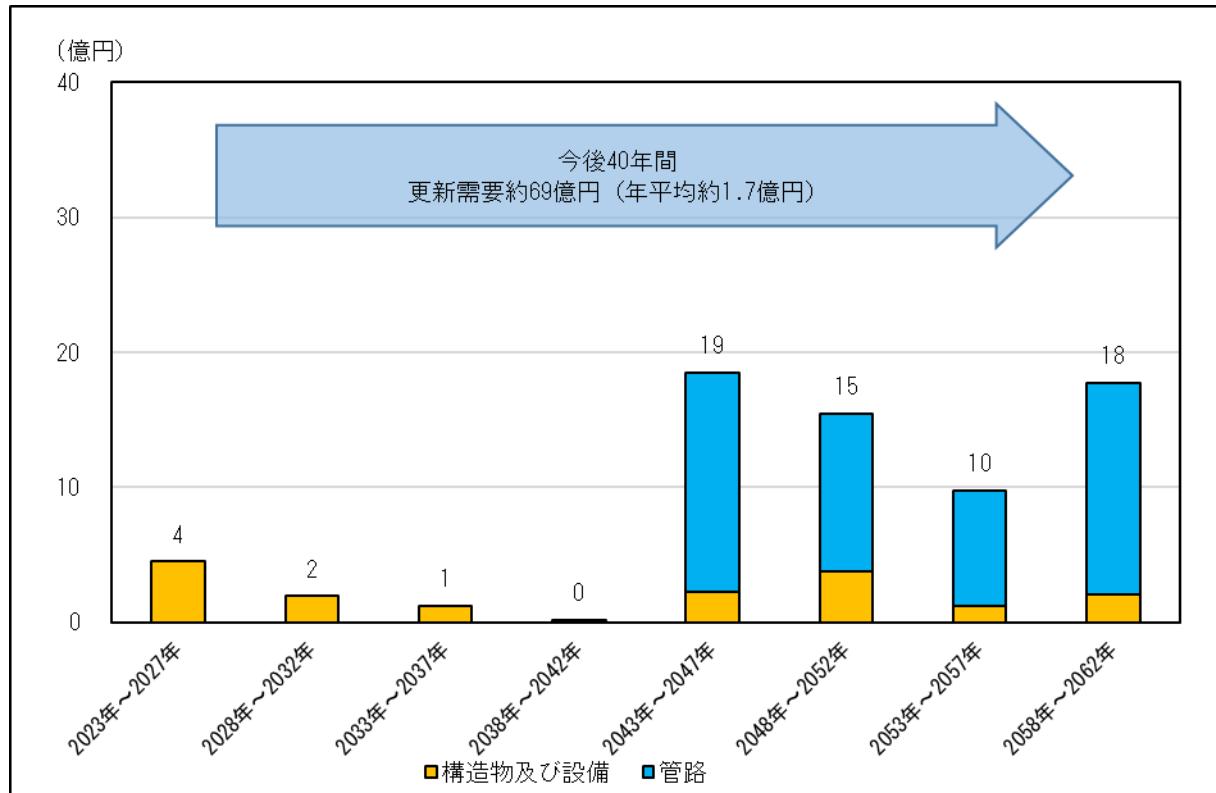
資料：橋梁長寿命化修繕計画

(4) 上水道

上水道については「榛東村水道事業アセットマネジメント計画」において試算を行っています。この中で、更新周期については、会計制度上の法定耐用年数40年をひとつの目安としつつも、現実的にはその期間を超えて十分に使用できる管路が多くあることから、実態に即し

た独自の周期を設定しています。この更新基準で更新を進めた場合、今後40年間で69億円の費用が必要となります。1年当たりに必要となる更新費用は1.7億円であり、法定耐用年数で更新した場合と比べて1年当たり1.3億円を削減することができます。

■効果額の算出(上水道)



	40年間			年平均
	施設	管路	合計	
法定耐用年数による更新	41 億円	80 億円	121 億円	3.0 億円
更新基準年数による更新	17 億円	52 億円	69 億円	1.7 億円
削減額	24 億円	28 億円	52 億円	1.3 億円

資料:水道事業アセットマネジメント計画

(5) 下水道

下水道については、「榛東村下水道事業経営戦略」において投資の予測を行っていますが、更新基準年数の設定は行っていないため、今後ストックマネジメントを踏まえた中長期的な更新計画(公共下水道事業)及び維持管理適正化計画(農業集落排水事業)を策定し、計画的な更新に取り組みます。

	30年間			年平均
	施設	管路	合計	
法定耐用年数による更新	11億円	86億円	97億円	3.2億円

資料：下水道事業経営戦略

(6)公園

公園については、試算の根拠となる計画が存在せず算出が困難なため、財政効果額は算定外とします。

(7)まとめ

計画期間内(令和7年度から令和38年度までの31年間)における本計画及び各分野別計画の推進による財政効果は約67億円と推計されます。

■公共施設及びインフラ施設の計画期間内の財政効果額 (単位:百万円)

種別	対象施設	計画期間内の 財政効果額
1	公共施設	631.6
2	道 路	-
3	橋りょう	1,753.1
4	上 水 道	4,300.0
5	下 水 道	-
	合 計	6,659.8

(8)公共施設の更新等の経費に充当可能な財源について

計画対策に必要な財源については、各種交付金・補助金が想定されます。

しかしながら、今後、生産年齢人口の減少に伴う個人住民税の減少が予想されることなどにより、本村の一般財源の大幅な増額は期待できない財政状況を考慮すると、計画の推進は難しいものとなることが予想されます。

したがって、今後は、財源確保に基づいた実施事業の緻密な計画化を進めるとともに本計画の進捗をモニタリング及び中期財政計画と連携しながら、計画の見直し・実行・検証を踏まえたPDCAサイクルを構築します。

第7章 公共施設マネジメントの実行体制

I. 全序的な推進体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 庁内推進体制の構築

本計画を効率的・機能的に推進していくため、各施設の担当課と財政担当課で「榛東村公共施設等整備計画検討委員会」を設置しており、公共施設等の管理情報を共有することで、総合的かつ計画的に管理できる推進体制を構築します。

(2) 財政担当課との連携

本計画及び施設の長寿命化計画は、財政面との整合が不可欠であることから、財政担当課との連携を図ります。

(3) 職員の公共施設マネジメント意識の共有

公共施設等を効率的・効果的に維持管理するためには、職員一人一人が情報を共有し、その意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。

そのため、全職員を対象とした研修会等により、マネジメント意識の共有化を図ります。

(4) 情報の管理と共有

公共施設マネジメントの推進には、人件費や修繕費等の維持管理費用、また、利用状況や費用対効果などを把握する必要があります。これまで固定資産台帳との連携や地方公会計の導入を行い、保有する公共施設の状況や公共施設を用いた行政サービスに係るコストを正確に把握することを意識するとともに、情報の共有を図って、それらを適切に管理してきたところです。

今後も引き続き、情報の管理及び共有を推進します。

2. フォローアップの実施方針

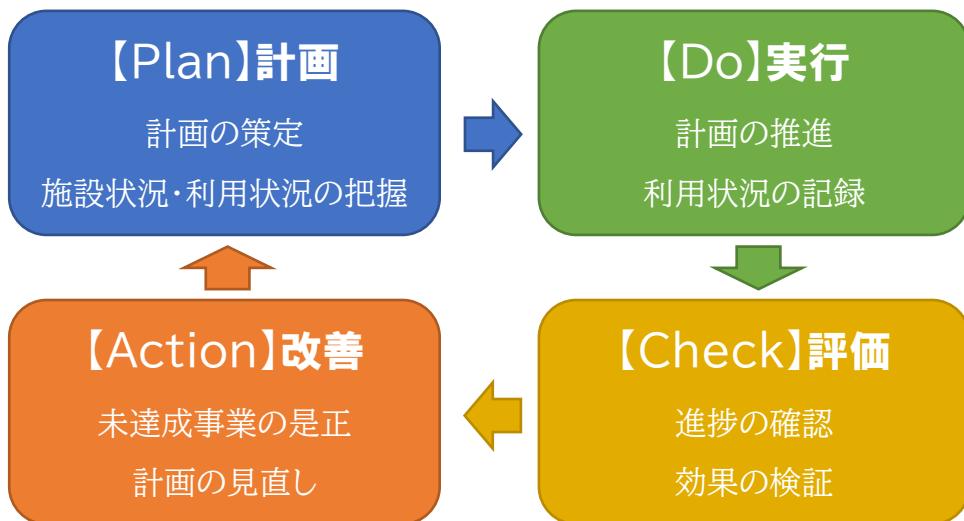
この計画の内容については、「榛東村公共施設等整備計画検討委員会」において、計画の進捗状況の評価及び公共施設等の現状を把握するため、今後の財政状況や社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行います。

計画の進捗状況の評価結果及び計画の見直しを実施する場合は、村民等に対し情報提供

を行い、村全体で認識の共有化を図ります。

3. PDCA サイクルの推進方針

本計画の実行性を確実なものとするために、PDCA サイクルに基づいた進捗管理を行います。特に計画の見直しに関しては、修繕・更新などの実施状況や劣化状況、財政状況などを評価した上で必要に応じて行うものとします。



4. 情報等の共有と公会計の活用

「新しい公会計」の視点を導入し、固定資産台帳等の整備を進めていく中で、保有する公共施設等の情報管理体制を整え、庁舎内の情報共有を図ります。

また、これらの一元化された情報を基に、事業の優先順位を判断しながら、持続可能な施設整備・運営管理を行います。

5. その他の事項に関する方針

(1)一部事務組合に関する検討

一部事務組合については、保有する施設の状況や財政状況等の情報収集により財政計画との整合を図り、構成団体との連携に努めます。

(2)固定資産台帳及び地方公会計との関係の検討

「榛東村公共施設等総合管理計画」の基礎情報となる台帳については、固定資産台帳の策定に取り組み、地方公会計と整合するよう検討します。

附則（改訂の履歴）

令和8年3月 全面改訂



榛東村 公共施設等総合管理計画

令和8年3月改訂

発行:榛東村

住所:〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村790番地1

TEL:0279-26-2407(総務企画課 財政係)

FAX:0279-54-8225